

改正案	現行
<p style="text-align: center;">貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、 2年未満案件の引受基準について</p> <p style="text-align: right;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00074 最終改正 平成 19 年 3 月 29 日</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 基本的引受基準 (1)～(9) (略)</p> <p>(10) 「別紙 3 原子力発電等プロジェクトに係る技術提供契約等」又は「別紙 4 水力発電等プロジェクトに係る技術提供契約等」に該当するものについては、特約書第 1 条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した技術提供契約等を除く。</p> <p>(11) (略)</p> <p>2. 国別引受制限 (略)</p> <p>[別紙 1] ～ [別紙 3] (略)</p> <p>[別紙 4]</p> <p style="text-align: center;"><u>水力発電等プロジェクトに係る技術提供契約等</u></p> <p><u>水力発電等プロジェクト（ダム、発電施設及びそれらの関連施設の建設・補修等。以下同じ。）に係る技術提供契約等。ただし、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とする技術提供契約等であって当該契約金額が 1 5 億円超のものに限る。</u></p> <p>[別表 1] ～ [別表 2] (略)</p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、 2年未満案件の引受基準について</p> <p style="text-align: right;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00074 最終改正 平成 19 年 1 月 11 日</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 基本的引受基準 (1)～(7) (略)</p> <p>(8) 「別紙 3 原子力発電等プロジェクトに係る技術提供契約等」に該当するものについては、特約書第 1 条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した技術提供契約等を除く。</p> <p>(9) (略)</p> <p>2. 国別引受制限 (略)</p> <p>[別紙 1] ～ [別紙 3] (略)</p> <p>[別表 1] ～ [別表 2] (略)</p>